

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2018.10 vol.

58

CONTENTS

- | | | |
|------------|--|----------|
| ●企業法務コラム | 試用期間設定に関する注意点 | 弁護士 戸田晃輔 |
| ●グレイス・ニュース | 福岡事務所開設のお知らせ/セミナー開催のお知らせ/メディア掲載のお知らせ | |
| ●事故専門部のご紹介 | 「従業員の方々が、事故で生活が一変した時、私たちは人生の伴走者として全力を尽くします!」 | |

TOPICS 企業法務コラム

試用期間設定に関する注意点

弁護士
戸田晃輔



1 はじめに

使用者の皆様の中で、採用した従業員の能力や適性を判断するために、雇用契約において試用期間を設定している方もいらっしゃるかと思います。しかし、試用期間を定めたからといって、無条件で本採用拒否ができるわけではありません。そこで今回のコラムでは、試用期間について解説いたします。

2 試用期間の概要

試用期間とは、雇い入れた従業員の能力や適性を評価して本採用するかどうかを判断するための期間をいいます。

また、試用期間の長さは、一般的に、3ヵ月から6ヵ月を設定することが多いようです。なお、必要以上に長い試用期間は、無効となる場合があります。

さらに、試用期間の延長は、就業規則などで延長について定めていない限り、原則として認められないこともあります。

3 本採用拒否の有効性について

試用期間を経た結果、使用者が、従業員に適性がないと判断した場合であっても、既に労働契約が成立しているため、試用期間終了後の本採用拒否は解雇に他ならないことから、本採用拒否が有効といえるためには客観的に合理的な理由が存在し、社会通念上相当である必要があります。そのため、本採用拒

否が無条件に認められるわけではないことに注意が必要であり、慎重に判断しなければなりません。

4 試用期間としての有期雇用

無期雇用契約を締結してしまうと解雇が一般的に難しいことから、試用期間を設定するのではなく、一定期間の期限を定めた有期雇用契約を締結することもあるかと思います。

しかし、契約期間を設けた趣旨・目的が労働者の適性を評価・判断するためのものであるときは、当該期間の満了により雇用契約が当然に終了する旨の明確な合意が当事者間に成立しているなどの特段の事情が認められる場合を除き、定めた期間が契約の存続期間ではなく無期雇用契約を前提とした試用期間であると判断されることがあるため注意が必要です。

5 まとめ

以上のように試用期間であっても本採用拒否が自由にできるわけではないため、本採用拒否については慎重に判断しなければなりません。そのため、本採用拒否を行うにあたって、その合理性を裏付けるために試用期間中に適切な証拠を残す等の対応も必要となります。試用期間に関する紛争を事前に予防するためにも、試用期間を採用している場合には、是非ご相談いただければと思います。

福岡事務所
開設のお知らせ

2018年11月1日より福岡市博多区に福岡事務所を開設し、
九州の玄関口、福岡でもリーガルサービスのご提供を開始いたします。

この度11月1日より下記住所に福岡事務所を開設し、業務を開始する運びとなりました。東京事務所に続き、福岡でも、専門性をもった弁護士によるサービスをご提供できるよう精進して参ります。今後とも宜しくお願い申し上げます。

住所/ 福岡市博多区博多駅東一丁目11番15号 博多駅東口ビル2階(204) TEL/ 092-409-8603 FAX/ 092-409-8604

セミナー開催の
お知らせ

企業法務専門部主催の労務対策セミナーを、
鹿児島・熊本、また福岡事務所開設に伴い福岡でも開催いたします。

労務トラブルを抱える会社は必見!!

問題社員から使用者を守る!!



鹿児島

11月21日(水)16~18時

NCサンプラザ

熊本

11月27日(火)16~18時

TKPガーデンシティ熊本

福岡

11月28日(水)16~18時

JR博多シティ会議室

参加費 鹿児島・熊本会場 / 3,000円(顧問先様は無料) 福岡会場 / 無料 講師 大武 英司(当事務所弁護士)

定員 各会場先着50名様 お申込み・お問合せ TEL/099-822-0764(担当:大里・久保山) WEB/右上のQRコードから

メディア掲載の
お知らせ

週刊新潮の「注目の土業 スペシャルインタビュー」に、
当事務所の特集記事が掲載されました(平成30年10月11日号)。



特集記事「注目の土業 スペシャルインタビュー」では、300を超える顧問先様をサポートしていること、また、地方でも専門性の高いリーガルサービスを提供していること等について、1ページを使ってご紹介いただいております。お手にとる機会がございましたら、ぜひご覧いただけますと幸いです。

事故専門部 のご紹介

従業員の方々が、事故で生活が一変した時、
私たちは人生の伴走者として全力を尽くします!

事故の被害者の方は、事故を境に、生活が一変します。そこから治療という長い闘いを経て、元の身体に少しでも戻ろうとします。それでも戻らなかった部分は、賠償金という形でしか報われません。しかし、適正な賠償金を得るために、治療期間中には様々な障害が被害者の前に立ちはだかります。我々は、真面目に治療に専念された方に後遺症が残ってしまった時に、せめて適正な賠償金を受け取って欲しいと考えています。

事故に遭って生活が一変したけれども今後どのように手続きが進んでいくのか分からぬという方、些細なことでも構いません、分からないまま済ませるのではなく一度私どもへご相談ください。

弁護士法人グレイスは2013年に交通事故チームを立ち上げました。当初から所員同士で研さんを積むことによって、2014年には交通事故だけでなく労災事故も扱うようになり、また、2015年には「事故専門部」と名称を変えるまでに至っています。現在も、着実に実績と経験を積み上げ、現在は全国の法律事務所と比べても引けを取らないほどの実績と経験を有しています。

適切な賠償金を受け取り、治療に専念していくためにも、ぜひ一度私どもをご利用ください。経験の豊富な事故専門のスタッフが、個々の被害者の方の状況を詳細に聞かせていただきまして、丁寧にご説明を差し上げます。



ご相談のご予約はこちら

相談料
無料

0120-100-129

交通事故被害者の
ための無料相談
サイトはこちら→



全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

0120-100-129

受付時間: 平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります

News Letter

vol. 58
2018.10



弁護士法人グレイス
E-mail: info2@grace-law.jp
<https://gracelaw.jp/>

〈鹿児島事務所〉
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 ラウンドクロス鹿児島 6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

〈東京事務所〉
〒106-0031 東京都港区西麻布3-243 西麻布3243 3階
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784